



自転車の交通ルールを守りましょう!!

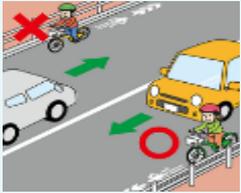


新しい環境にも慣れ、通勤・通学に余裕が出てきた皆さん、自転車に乗るときの注意力が散漫になっていませんか？自転車は、手軽に扱うことができる便利な移動手段ですが、一歩間違えれば、大きな事故に繋がります。日頃から交通ルールを守り、安全運転を心掛け、交通事故を防ぎましょう。

令和4年11月1日から

「自転車安全利用五則」が変わりました!!

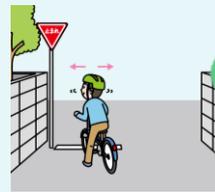
① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先



歩道は歩行者優先です！
歩道の中央から
車道寄りを徐行しましょう。

普通自転車歩道通行可
【歩道を通行できる場合】
◆歩道通行可の標識がある歩道
◆13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者
◆車道通行が危険な場合 など

② 交差点では信号と 一時停止を守って、安全確認



一時停止標識のある場所などは、必ず止まって、左右・後方の安全確認をしましょう。

③ 夜間はライトを点灯



無灯火は、他の人から自転車が
見えにくくなるので、とても
危険です。

④ 飲酒運転は禁止



自転車は「車両」です。自転車も
絶対にお酒を飲んで運転しては
いけません。

⑤ ヘルメットを着用

令和5年4月1日から

全ての自転車利用者に対する 乗車用ヘルメットの着用が努力義務化!

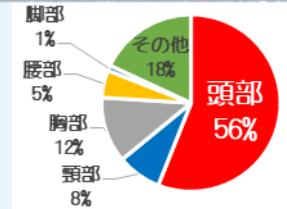


自転車で転倒し、頭部を強打
した場合、重大な被害につな
がる可能性があります。

ヘルメット非着用は、
致命的!



自転車乗車中のヘルメット着用状況別の致死率
(平成30年～令和4年合計)



自転車乗車中死者の人身損傷主部位別
(平成30年～令和4年合計)

ヘルメットは正しく着用しましょう!!

おでこが隠れて、眉の上
あたりまで深く被る

あごひもを留め、指が
1,2本入る程度の余裕



後頭部の調節機能で
サイズを合わせる

あごひものV字の
位置が耳の下にくる

一度でも強い衝撃を受けた
ヘルメットは、衝撃吸収効果
を失います。外見に傷がなく
ても買い換えましょう。

自転車損害賠償責任保険等への加入が必要です!!



三重県では、令和3年10月に三重県交通安全条例が制定され、自転車運転者等を対象に、自転車損害賠償責任保険等への加入が義務化になっています。詳しくは三重県HPをご覧ください。

三重県交通安全条例

検索

(二次元コードで検索)





お子さんを正しく自転車に乗せましょう！



三重県では幼児（未就学児）を自転車に同乗させる際、自転車の幼児用座席に同乗させる者の年齢を「6歳未満の者」から「**小学校就学の始期に達するまで（※）の者**」に改正されています。（令和3年4月1日施行）

※「小学校就学の始期に達するまで」・・・6歳に達する日（誕生日の前日）の属する年度の3月31日まで

転倒事故に注意

幼児2人を同乗させるときの注意点

平らな場所で
スタンドを立て
ハンドルロック！

前席に
年少児

ヘルメットは
乗車前に着用

後席に
年長児

幼児を乗せた
まま自転車から
離れない！

運転者は
16歳以上



座席の
シートベルト
を着用

乗せるときは
「後ろ→前」
降ろすときは
「前→後ろ」の順

座席の
安全基準
を確認

区分	前形	後形
体重の上限	15 kg以下用 8 kg以上 15 kg以下	22 kg以下用 8 kg以上 22 kg以下
使用年齢	1歳以上 4歳未満の者	1歳以上 小学校就学の始期に達するまでの者
身長の目安	70 cm以上・100 cm以下	70 cm以上・115 cm以下

※製品ごとに定められています。使用前に必ず確認しましょう。一般財団法人製品安全協会『自転車用幼児座席のSG基準』

基準を満たした
「**幼児2人同乗用自転車**」で
あれば、3人乗りで運転が可能
です。



「幼児2人同乗基準適合車」

SGマーク



幼児2人同乗基準適合車
一般社団法人自転車協会

BAAマーク



電動キックボードが7月から新制度！！

新設 「特定小型原動機付自転車」（16歳未満の運転は禁止）

最高速度が時速20km/h以下の電動キックボードを新たに「特定小型原動機付自転車」と分類し、運転免許を不要とする制度が令和5年7月1日施行予定です。手軽に移動出来る乗り物ですが、ルールを守り安全に乗るようにしましょう。

法改正で変わるポイント

- 通行区分 **原付から【特定小型原動機付自転車】に変更**
- 運転年齢 **16歳以上**
- 免許 **免許不要** 不要
- ヘルメット **着用は努力義務**
- 走行① **自転車道・路側帯の通行が可能**
- 走行② **条件付きで歩道の通行が可能**

【特例特定小型原動機付自転車の基準】《歩道走行時の条件》

- ・「普通自転車等及び歩行者等専用」の標識がある歩道
 - ・最高速度表示灯（緑色の灯火）を点滅させていること
 - ・時速6km/hを超えて加速することができない構造であること 等
- 全ての条件を満たす必要があります！**



特定小型原動機付自転車とは・・・

- ◇時速20km/hを超える速度を出ることができないこと。
- ◇ATであること。（オートマチック・トランスミッション）
- ◇走行中に最高速度の設定を、変更することができないこと。
- ◇最高速度表示灯を備えること。

最高20km/h以下
(歩道走行の際は
6km/h以下)※



これらの基準を満たさないものは、形状が電動キックボード等であっても、引き続き、その車両区分に応じた交通ルールが適用されます。

※歩道走行は特例特定小型原付の全ての条件が必要です。長さ 190cm以下

- ◆公道を走行するには、
 - ①道路運送車両の保安基準に適合、
 - ②自賠責保険に加入、
 - ③ナンバープレートを取り付けなければなりません。

三重県交通安全研修センター

セーフティプラザみえ

◇ 開館時間 午前9：30～午後4：30 ☆ご利用には予約が必要です☆

◇ 休館日 土曜・日曜・祝日・年末年始（12/29～1/3）

< 所在地 > 津市垂水2566 三重県運転免許センター4階

< TEL > 059-224-7721 < FAX > 059-224-7641

ホームページ <http://www.safetyplaza-mie.com>

